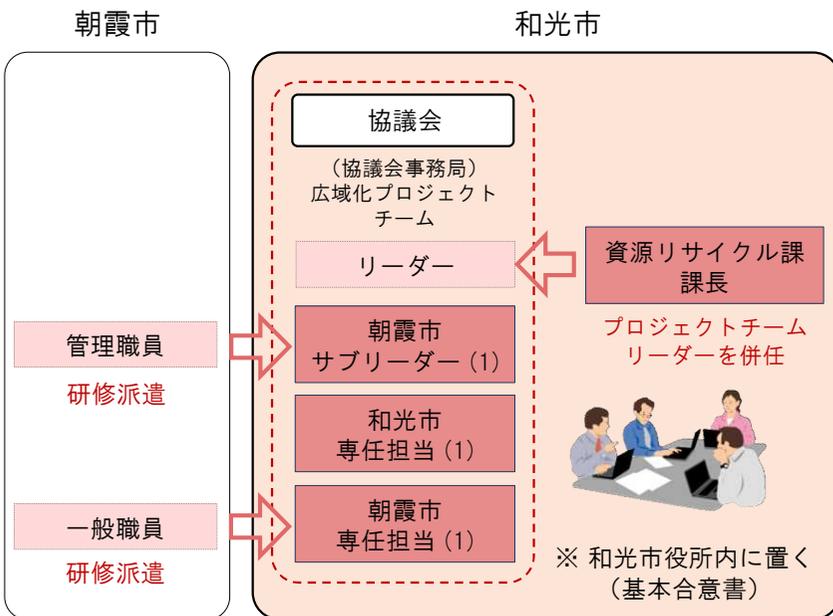


朝霞市・和光市ごみ処理広域化について

1) 第1回協議会までのプロセス



2) 【組織体制】協議会事務局について



3) 協議会規約の主な規定事項

◇ 名称 (第2条)

朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会とする。

◇ 所掌事務 (第3条)

- 1) ごみの共同処理に関すること
- 2) 事業の実施主体に関すること
- 3) 事業の経費の負担割合に関すること
- 4) 事業に係る調査及び検討に関すること

◇ 組織 (第4条)

- 1) 朝霞市長及び和光市長
- 2) 朝霞市副市長及び和光市副市長

◇ 調整会議 (第7条)

- 1) 朝霞市副市長及び和光市副市長
- 2) 朝霞市市長公室長及び和光市企画部長
- 3) 朝霞市市民環境部長及び和光市市民環境部長

◇ 事務局 (第8条)

- 1) 和光市ごみ処理広域化プロジェクトチームが担う。
- 2) 朝霞市から和光市へ研修派遣を行う。

◇ 経費の負担 (第9条)

- 1) 協議会の運営費用は和光市が負担する。
- 2) 計画策定等に要した費用は両市が均等に負担する。

◇ 協議会の解散 (第10条)

事業の実施主体が確定したとき、協議会の決議をもって解散する。